

『医心方』所引の『神農經』

『神農食經』について

真柳 誠

『医心方』⁽¹⁾には『神農經』と『神農食經』から引用された佚文が、それぞれ十条と二条みられる。この佚文と他の医薬書の記載を比較、検討し、それらとの関連、その来歴について考察を加えてみたい。まずこの十二条の佚文を以下に引用しておこう。

- ①「神農食經云飽食誤多飲水及酒成痞癖醉当風(29—13⁽²⁾)」、②「神農食經云生魚合蒜食之奪人氣(29—21⁽²⁾)」、③「李…神農經云微温無毒不可多食令人虚(30—13^(a))」、④「杏実…神農經云有熱人不可食令人身熱傷神寿(30—13^(b))」、⑤「桃実…神農經曰飽食桃入水浴成淋病(30—14^(a))」、⑥「栗子…神農經云食療腰脚煩炊食之令氣擁患風水人尤不宜食(30—15^(a))」、⑦「梨子…神農經云味甘無毒不可多食令人委困(30—15^(b))」、⑧「芋…神農經云不可多食動宿冷(30—15^(a))」、⑨「冬瓜…神農經云冬瓜味甘無毒止渴除熱(30—38^(a))」、⑩「葵菜…神農經云味甘寒久食利骨氣(30—39^(b))」、⑪「生姜…神農經云令少志少智傷心性不可過多耳(30—40^(b))」、⑫「蕪菁…神農經云根不可多食令人氣脹(30—41^(b))」。

これらの文は『神農(食)經』として引かれてはいるものの、陶弘景が『本草經集注』に収録したいわゆる『神農本經』⁽³⁾とは全く異っている。ところがこれと極めて類似した文が『金匱要略』⁽⁴⁾第二十四・二十五篇、及び『千金方』⁽⁵⁾卷二十六に記載されている。つまり『金匱要略』には③⑤⑧⑫と同一又は極似した文があり、『千金方』には①②③⑤⑥⑦⑧⑩⑪⑫と同一又は極似した文がある。両書に発見されないのは④⑨の二条だけである。ちなみに『金匱要略』第二十四・二十五篇と、『千金方』卷二十六を比較すると、『金匱要略』中には『千金方』と同一又は極似した文が八十六条あり、『千金方』では五十一の食品の条に『金匱要略』と同一又は極似した文が記述されている。したがって『医心方』所引の『神農(食)經』と、『金匱要略』の二篇及び『千金方』卷二十六に引かれる文は、三者相互に関連する由来のあることが推定され得る。

さて多紀元簡はその著『金匱玉函要略輯義』第二十四篇中の注で、「案漢書芸文志神、農黃帝食禁十二卷、此篇所載、豈其遺歟」と述べている。また馬繼興氏は『医心方中の古医学文献初探』で「『神農黃帝食禁』…其佚文散見『金匱要略』卷下及『千金要方』卷26食治篇等處、主論食物禁忌事宜。在『医心方』中雖不見此書之名、但所引『神農食經』2条『神農經』10条、其内容多与上述佚文相同或類似、実即將『神農黃帝食禁』改称者」と元簡の説を發展させ、『医心方』所引の二書は『漢書』芸文志所録の『神農黃帝食禁』七卷の書名が改変されたものと判断している。事実、『千金方』でこれら食品の宜忌を述べる卷二十六の卷頭には、「仲景曰…聊因筆墨之暇、撰『五味損益食治篇』云々」と記されているので、この仲景撰『五味損益食治篇』や他書を参考にこの卷二十六が編纂されたのであり、『金匱要略』第二十四・二十五篇はこの『五味損益食治篇』と同系であろうと推測できないことはない。そして『千金方』卷二十四解食毒第一の卷頭には「論曰…今述『神農黃帝解毒方法』、好事者可少留意焉」と記され、山田業広は『千金要方読書記』で、これに「宋史芸文志神

農食忌一卷・漢書芸文志神農黃帝食禁七卷」と注をしている。さらに卷二十六で食品の宜忌を記す全百五十四条中には、「黃帝云」として引く文が五十二、「扁鵲云」が八、「胡居士云」が四、「華陀云」が三、「張仲景云」「名医云」「諺云」「一云」が各一ずつあり、『金匱要略』との類似文の多くは「黃帝云」所引文である。またかつて渡辺幸三氏が考察されたごとく、この百五十四条中の記載の主体は『本草經集注』からの引用文である。つまり『神農本經』との混乱を避ける目的で、『神農黃帝云々』という書名が「黃帝云」と改称された可能性も否定はできない。

だが『千金方』卷二十六に見られる『医心方』所引『神農(食)經』の同類文十条中、「黃帝云」と引かれるのはわずか②⑤の類文だけであり、他は①の類文が「扁鵲云」、⑪の類文が「胡居士云」、そして③⑥⑦⑧⑩⑫の類文は特に引用を示さず記されているのである。つまり『千金方』と『金匱要略』間の類文と引用書名から、『神農(食)經』も『神農黃帝食禁』を改称したものと単純に類推するのは無理と思われる。『日本国見在書目録』や正史芸文志、經籍志にこの『神農(食)經』なる書名は見られない。だが

『医心方』以前の『本草和名』や『和名抄』には『神農食經』が引用されている。したがって十世紀頃の日本に本書が伝存していたことは確実と言えよう。そしてその類似文が『千金方』や『金匱要略』に見られることから、本書が唐代前の「食經」書に由来するであろうことも推測できる。本書と『神農黄帝食禁』との関連については、単に書名の類似だけでなく、今後より広範な文献の比較考察が必要と思われる。

注(1) 江戸医学覆刻半井本『医心方』(一九七三 日本古医学資料センター影印)による。

(2) 29—13 bは卷二十九第十三丁裏のこと。以下同。

(3) 『重修政和經史証類備用本草』(一九八二 人民衛生出版社影印晦明軒本)による。

(4) 中医研究院影鈔元刻『新編金匱方論』(北里東医研蔵)による。

(5) 江戸医学覆刻宋本『備急千金要方』(一九八二 人民衛生出版社影印)による。

(北里研究所附属東洋医学総合研究所医史学研究室)

『医心方』の伝写について(V)

錦小路家と榎田家

杉立義一

昭和五十九年十月十日、医心方撰進一千年記念碑除幕および記念式典が京都市において行われたが、その際、丹波氏の正統であり唯一の堂上公卿であった錦小路家とその分家である榎田家の御当主も出席されて、数々の史料を「日本の医学一千年展」に出品していただいた。

一、錦小路家、同家系譜に次の記述がある。

錦小路家、頼庸為頼季嫡子相続小森家被補侍中頼季老後生頼方頼方成長仍申 朝家令頼方為相続小森家於頼庸者可給別称号旨宝永四四廿九可称錦小路之旨以益光被 仰下享保十一年十一月頼方死無子仍举大中臣時亮令続小森家早恐至後世有嫡庶論仍又申 朝家丹波盛直卿丹波頼直卿相並天文之比退仕 朝家頼直以後子令相続小森家是也盛直以無後断絶早頼庸可令相続盛直以後旨享保十一